

消防予第230号
平成16年12月2日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

消防用設備等の点検要領の一部改正について

従来、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備の試験基準及び試験結果報告書の様式並びに点検要領及び点検票の様式については「パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備に係る試験基準及び試験結果報告書の様式並びに点検要領及び点検票の様式の全部改正について」(平成14年9月30日消防予第284号。「消防用設備等の試験基準の一部改正について」(平成16年7月28日消防予第130号)により廃止。)の別添に定められておりましたが、そのうち、試験結果報告書の様式については「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」(平成16年消防庁告示第16号)において、試験基準については「消防用設備等の試験基準の一部改正について」(平成16年7月28日消防予第130号)において定められ、また、点検基準及び点検票については「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」(平成16年消防庁告示第24号)において定められました。これらに伴い、「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年6月11日消防予第172号)の一部を下記のとおり改正しますので通知します。

貴職におかれましては、この運用について、遺憾のないよう格段の配意をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されますようお願いいたします。

記

「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年6月11日消防予第172号)の別添の一部を次のように改正する。

第27中、「操作盤」を「総合操作盤」に改める。

「第27 総合操作盤」の次に本通知の別添1の「第28 パッケージ型消火設備」及び別添2の「第29 パッケージ型自動消火設備」を加える。

消防用設備等の点検要領

- 第1 消火器具
- 第2 屋内消火栓設備
- 第3 スプリンクラー設備
- 第3の2 共同住宅用スプリンクラー設備
- 第4 水噴霧消火設備
- 第5 泡消火設備
- 第6 不活性ガス消火設備
- 第7 ハロゲン化物消火設備
- 第8 粉末消火設備
- 第9 屋外消火栓設備
- 第10 動力消防ポンプ設備
- 第11 自動火災報知設備
- 第11の2 ガス漏れ火災警報設備
- 第11の3 共同住宅用自動火災報知設備
- 第11の4 住戸用自動火災報知設備
- 第12 漏電火災警報器
- 第13 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第14 非常警報器具及び設備
- 第14の2 共同住宅用非常警報設備
- 第15 避難器具
- 第16 誘導灯及び誘導標識
- 第17 消防用水
- 第18 排煙設備
- 第19 連結散水設備
- 第20 連結送水管
- 第21 非常コンセント設備
- 第22 無線通信補助設備
- 第23 非常電源（非常電源専用受電設備）
- 第24 非常電源（自家発電設備）
- 第25 非常電源（蓄電池設備）
- 第26 配線
- 第27 総合操作盤
- 第28 パッケージ型消火設備
- 第29 パッケージ型自動消火設備